

婦人、と、年少者

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可 昭和二十四年三月五日発行 毎月一回五日発行 第七巻 第二号 (通巻六十六号)



◆第11回婦人週間準備号

3

1959

婦人少年協会

個人の自由と責任が 集団をそだてる

- よい家庭を...
- よい職場を...
- よい団体を...
- よい近隣を...



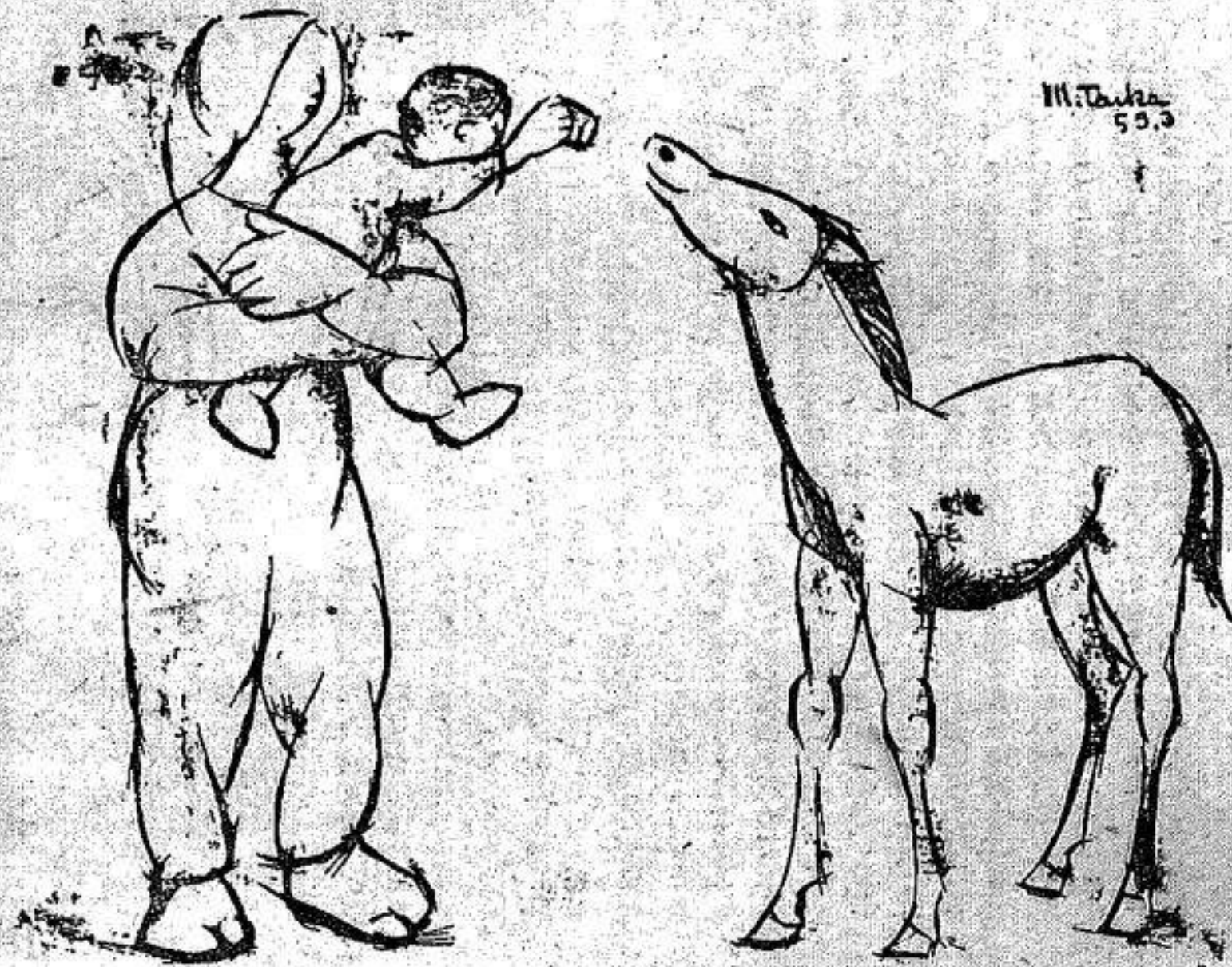
第11回

婦人週間

4月10日→16日

労働省

婦人少年見本カラー No. 30



婦人と年少者 七巻三号 目次

◇第十一回婦人週間準備特集号

婦人週間とは……谷野 せつ子
集団と個人……関 嘉彦

座談会

集団における個人の自由と責任について
伊藤 直昇 福武 直昇 石橋 宮子
(司会) 高橋 展子

第十一回婦人週間のしおり
全国婦人会議出席者の近況

私の職業⑪

本間 健子 清水 寿恵子
長江 子

「衛生管理者」

婦人労働風土記⑧岡山県
パンロック帽を織る婦人たち……秀島 羽組子

婦人と選挙

女子学卒者の職種別就職状況……中山 喜代子
婦人界の動き……石原 義治

△協賛員のひろは

すくすく育つ杉の子会……長島 健吉
長欠就労児K子さんを訪ねて……長島 ふじの

◇第十一回婦人週間ポスター

表紙の9

◇婦人週間に於ける御意見ありがとう

表紙の9

◇女子の就業率と完全失業者数・平均現金給与額

表紙の9

◇婦人少年局ニュース

表紙の9

表紙……富山 妙子 扉……塚谷 政義



婦人週間とは

労働省婦人少年局長

谷 野 せ っ

今年も四月には、婦人週を迎えようとしております。婦人週間と申しますと、何かしら婦人たちのお祭りの週間であるかのように思われがちですが、これは日本の婦人がはじめて国会議員の選挙をしたその日を記念して、四月十日からの一週間を、婦人の地位をたかめるための週間として、婦人の問題を皆で考え合い、婦人の地位を実質的にたかめてゆこうとするところから始まった運動でございます。

今年も第十一回目の婦人週間を迎えるわけでございますが、この運動が始まって以来、年々、皆さまの御理解を深めて、このころでは皆さまが、いろいろな行事なども、全く自主的にお持ちになるようになってまいりました。また皆様それぞれのお立場から、自由にこの運動を進めて下さるようになりまして、本当によろこばしいことでございます。

婦人週間はこうした意味をもつて生まれたものでございまして、労働省といたしましては、折角のこの週間の意味をはっきりさせるため、皆さまと御相談をしながら、この運動の目標のようなものをとりあげてまいりました。それで今年も、昨年の婦人週間の目標であった協同活動の裏づけをいたします意味でも、婦人の自主性を、集団との関係でもりあげたことになりまして、集団の中での個人の自由と責任とは一体どんな意味を持つものであるかを考えながら、さらにまた、婦人たちがさまざまな集団の中で「個」の独立をはかりながら、同時に自由と責任を満たして、その集団を発展させてゆくには、どうしたらよいか、

等の問題について考え合うことになったのでございます。また、この婦人週間には、記念行事の一つとして、例年労働省と日本放送協会とが主催して、全国婦人会議を持ってまいりましたが、今年も四月十二日から十五日まで、その第七回目の会議を持つことになりました。この全国婦人会議には、例年、北は北海道、南は鹿児島、全国の婦人から、この婦人週間のテーマについて応募され、選に入られた方々が、さまざまな御意見や、貴重な体験などを話しあわれて、その後、お国にお帰りになってからも、その地域に大切な存在になって、よい働きをすすめていらっしゃる方が多いのでございまして、この全国婦人の地位をたかめるために果たす役割は、本当に大きいと思うのでございまして、

そこで、再び今年の婦人週間の目標のこととてございまして、集団と個人の関係と申しますと、何か私たちの生活に縁遠い理論めいたことのようにお思いになるかもしれませんが、実は、私たちの日々の生活に全く身近な大切な意味を持つ問題でございます。たとえば極く身近な例をひらいてみましても、人間は生まれ落ちるとすぐ、家族という集団の

なく力を貸すことにもなるものではないかと存じます。

私はこの婦人週間が、皆さまの週間として、ほんとうに皆さまに役立つ週間でありまうように、さらにまた、皆さまによってこの週間が自由に生かされるものでありますように、お願いいたしていただいております。

(本稿は二月三十一日NHKから放送されたものです)

一員として生活をはじめますし、また結婚によっても、新しい家庭という集団の生活に入ることになります。けれども私たちの家庭をとりまく社会や家庭そのものの生活の中には、まだ、いろいろと古いしきたりや考え方が残っていて、家族のめいめいが個の立場を尊びながら、家族のむすびづきをふかめてゆくということは、本当にむずかしいこととてございまして。また、世の親御さんたちは、誰しも子供たちを本当に自主性のある人間に育てたいと願っていることとてございまして。けれども子供たちが自主性を持って、将来の複雑な集団生活に適応し、その発展に役立つものとなるためには、子供のころからの家庭のしつけの中にもかなりな役割があるのではないかと存じます。また、家庭の主婦の座は、家族全体の幸福をあげる大切な役割を果たすものでございまして、主婦の働きが家族の幸福に役立つためには、主婦も自分の時間を持って、よい休養を得、社会活動にも参加することが、大切なこととてございまして。

ところが、今日の複雑な家庭生活の中では、主婦がそのようなことをみだしてゆくということは、本当に大変なこととてございまして。一方、繊維工場などの寄宿舎生活を営んでいるようなところでも、集団の生活の中で、本当の意味の自由や責任ということがわかっていないために、せっかく与えられている寄宿舎生活の自治の原則でさえ、その運営がうまくゆかないといった問題、さらにまた、労働組合や婦人団体に参加しているような場合でも、組織の中での婦人たちの自主性が弱いために、声の大きいものにひきずられて有住生住してしまったり、或るいはその団体の一員として、当然に果たさなければならぬ責任や義務が忘れられていするため、組織の力を弱めることになったり、その集団の手足まといになつて、その組織のよい成長に障害になっていっているという批判をうかがうことも少なくないのでございまして。こうして集団の中で、個人の自主性をたかめてゆくことは、民主主義の発展に、根底をなす大切な要素となるものでございまして、このことはまた、地域社会にあって、私たちが市民の一人としての生活を営みます場合にも、隣人に果たす役割や責任についての自覚となって、町や村をよくするために、婦人のおしむ

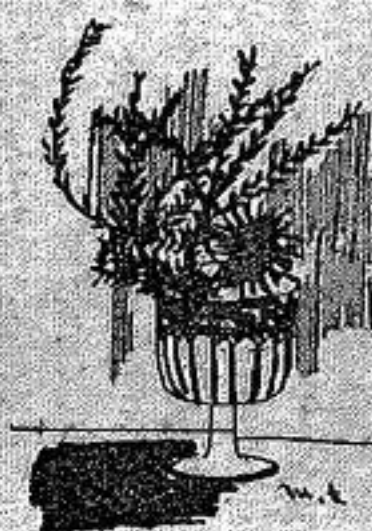
第十一回婦人週間についてのアンケートに御協力ありがとうございました

婦人少年局では、毎年、婦人週間の準備をすすめるにあたって、広く各方面の意見を参考にしています。

- 婦人少年局では、毎年、婦人週間の準備をすすめるにあたって、広く各方面の意見を参考にしています。
- 今年も第十一回婦人週間の構想をまとめるに先だって、例年どおり、中央及び地方婦人少年室を通じて、全国の婦人団体、労働婦人部はじめ各種団体、政党婦人部、有識者等の御意見をまねきました。
- 今年には特にこのほか、新しい試みとして、全国の婦人有権者中より無作為に抽出した二〇〇〇名並びに過去六回の全国婦人会議(婦人週間行事)出席者三六〇〇名にアンケートを出して、婦人週間の目標、行事等に対する御意見を伺いました。
- 各方面から寄せられた主な目標は次のとおりです。

- 婦人の自主性の確立
- 婦人の教養の向上
- 婦人の権利の再認識
- 婦人の実力の涵養
- 明るい人間関係の確立
- 家庭の民主化
- 団体と個人の関係
- 協同活動の促進
- 婦人会の自主性の確立
- 男女同権の確立
- 政治意識の高揚
- 市民意識の向上
- 明るい社会の建設
- 国際理解の促進
- 以上のほか具体的な問題として嫁姑の問題、老後の問題、母子家庭の問題、老後の問題などがありました。

(婦人少年局婦人課)



集団と個人

岡

嘉彦

最近日本でも、集団または組織と個人との関係について多くの発言がジャーナリズムを賑わしているが、この問題は、古来哲学者を始め多くの人がそのあるべき関係について解答を与えようと努力してきた問題である。人というのは、日本語の人間という字が示しているように人と人との間、すなわち共同生活において、始めて人間となりうるものであるが、単なる悪人同士や師弟といった個人対個人の関係ではなく、成員同士の間に対面的な関係以上に目的を共通にしているという意識によって結ばれた多数者の関係——村落、職場、学校、組合、国家といった結合——すなわち集団に対する個人の関係こそは、共同生活の重要な部分をなしているからである。にも拘らず、この問題に関して次々に多くの思想家が発言してきたということでは、万人を納得させるような解答がまだ出されていないことの証明である。

うな解答を書きうるものであろうか。私は抽象的答以外に解答を与え得ないのが当然であると思う。というのは、社会と個人との間に解答が出され、何ら問題がなくなった世界は、神の世界か動物の世界である。己の欲するところが自ら他の欲するところに合致する場合は神の、己の欲するところ以外に他の欲するところを認めない場合は動物の、世界である。しかし、人間が自己をもっていると共に共同生活を通じて始めて真の人間になりうるものである限り、この問題は人間が永久にその解決を求めて行かねばならない宿命であるとも云える。

最近この問題が新しく日本で取り上げられてきたについては、いろいろの原因があると思われるが、その重要な原因の一つは、戦前に、前近代的な共同体に埋没させられていた人々が、戦後の解放によって自己を意識し始め、自己の権利を主張するために自発的集団——例えば労働組合や婦人団体——を結成し、或るいは婦人が家庭から解放されて社会的活動をするようになり、家庭以外に新しい集団として職場をもつようになったが、その過程が急激であったため、その間の調整が充分なされなかったことにあると思う。これは、日本に限らず欧米でも論じられている組織化の問題、すなわち自由な都市生活をしていく人がその自由に堪えきれず「所屬性」の中に安心を求めんとする場合、生活様式、思考様式が組織化、規格化され、個人の自由を脅かしつつあるとの問題に関係することでもある。

人間は単に生理的または経済的不便を除去するためにのみ社会生活を営むものであり、科学的知識の普及により人間は、自らにして完成しうると考えた。しかしこのように人間を自足的なものと考えることは、社会生活の本質的意義を見失うものであろう。他方においてその反動として現われた集団主義または社会有機体的な考えは、個人と社会の関係を、生物有機体における手足などの部分と生命体全体との関係に等しいものとし、個人は社会の部分として全体に融身することにより始めて個としての存在理由があるものと考えた。これらの論者は、社会それ自身が生命と意志をもつものであると考えた点で他方の極端に走った。この二つの考えは、部分社会としての集団、特に組織集団と個人との関係についても、あてはまるであろう。

あがると、それ自身の存在理由を主張して、成員の自発的意志を感服しがちであるし、他の集団との関係においても、集団自身のエゴイズムを強調しやすい。集団を支配する多数意見は固定化し、それと異なる意見を異端として抑圧しがちであることが日本ではそれ程注意をひかない。特に全体社会の構造が保守的な日本では、改革は集団の力の結集によって行われなければならないため、集団自身が強い統制をふるう傾向があるに拘らず、そのような集団自身のもつ危険性が、危険性として自覚されにくい。集団または組織集団は悪をなさずといった先入主をもっている人もある。

在するのでなしに、その全成員によって共有されているという意味において共通に存立する意志である。従ってそれを共有している人々は、その集団の目的実現への共同の参与という点でのみ意見の一致があるに過ぎず、その集団の目的以外のことについては当然に異なった様々の意見の持主であるのみならず、その経験を異にする以上、その集団の目的実現についても、具体的問題については、当然に異なった意見の持主であると考えねばならぬ。換言すれば、集団は共通の意志の存立を前提とするが、その共通の意志は単数形の意志でなく、複数形の意志であり、その合成果として形成されるのである。同一性は、その目的実現という方向においてあるのみで、その内容においては異なるものであることを認める必要がある。その場合に始めて、一と多、全体と個との対立が意識されてくる。

人間は単に生理的または経済的不便を除去するためにのみ社会生活を営むものであり、科学的知識の普及により人間は、自らにして完成しうると考えた。しかしこのように人間を自足的なものと考えることは、社会生活の本質的意義を見失うものであろう。他方においてその反動として現われた集団主義または社会有機体的な考えは、個人と社会の関係を、生物有機体における手足などの部分と生命体全体との関係に等しいものとし、個人は社会の部分として全体に融身することにより始めて個としての存在理由があるものと考えた。これらの論者は、社会それ自身が生命と意志をもつものであると考えた点で他方の極端に走った。この二つの考えは、部分社会としての集団、特に組織集団と個人との関係についても、あてはまるであろう。

あがると、それ自身の存在理由を主張して、成員の自発的意志を感服しがちであるし、他の集団との関係においても、集団自身のエゴイズムを強調しやすい。集団を支配する多数意見は固定化し、それと異なる意見を異端として抑圧しがちであることが日本ではそれ程注意をひかない。特に全体社会の構造が保守的な日本では、改革は集団の力の結集によって行われなければならないため、集団自身が強い統制をふるう傾向があるに拘らず、そのような集団自身のもつ危険性が、危険性として自覚されにくい。集団または組織集団は悪をなさずといった先入主をもっている人もある。

第二に重要なことは、人間の意識的行為は常に道徳的意味をもつものであり、その行為について道徳的責任が生ずるが、その道徳的行為の主体は常に個人のみであるということである。組合や会社はしばしば法律上の行為を行うとき法人格をもつものとされるが、それは法律上の擬制であって、道徳の世界で責任を負うのは集団を形成する個人または複数の個人である。責任は過誤を認め、それを悔やむ人に対してのみ追求することが意義があるからである。しかも道徳的主体が個人であることは自由の権利を認められるのも個人のみにあることを意味する。自由とは道徳的に正しいことをする可能性であ

るが、そのような道徳的自由が存在しうるためには、普通に市民的自由といわれるもの、身体上の自由、言論の自由、司法上の自由、団結の自由等が認められていなければならない。そのような市民的自由を行使するの個人である。以上の二つのことから次の結論が生れる。お

よそ集団がある限り、集団と個人との対立は不可避であり、しかも集団生活と共に個人の自由が人間の道徳的完成に不可欠のものである限り、個人が道徳的に完成せんと努力すればする程、個人の自由と集団の統制との相剋は一層激しく意識される。集団の規律ないし統制なくして、集団生活はあり得ないが、それは個人の自由な意志で課せられた場合でも、個人の意志が本来多様で発展するものである限り、その間に対立が生ずるのは当然であるからである。

この場合そのような対立は集団の力を弱め、活動を阻止するものであるとの非難がなされるかも知れぬ。しかし果たしてそうであろうか。そのような対立のない集団は、なる程迅速な行動をとれるし、短期的には確かに強力であるだろう。短期の特定のまとまった目的のために構成される集団——例えば不意の失火に町の人々が一団となって消火に出るような集団——の場合には確かにその通りである。しかし長期の目的を実現する集団の場合はどうであろうか。その場合内部に對立のないことは、成員の意見が固定し、各人が人間として成長していないことを意味しはしないか。その場合、そのような固定した意見の持主からなる集団が発展しうるであらうか。

うか。人間の成長がある限り、集団の意志は絶えず変化して行かねばならぬ。一定の時に到達した一致は、次の時には不一致になるのが当然である。換言すれば、集団内部で意見の多様性があればある程、その集団の生命力がそれだけ大であることを示すことになる。

四 成員の意見の多様性こそ集団の生命力をなすものであることが認められるならば、われわれの論すべき第一のことは、集団内において意見の対立があるのが当然であるし、また、あるべきであるということをお認することである。このことが意味することは、集団内において自由な意見の討論を促進するよう成員が心がけることである。そして結論としては、少数意見は多数意見に服従すべきであるが、重要なことは、結論ではなしに、その結論に至る過程である。その過程において、各人は自己の意見を主張すると共に異なる意見に謙遜し、耳を傾ける用意がなければならぬし、結論が出た後も少数者の批判を絶えず許していく寛容が必要である。勿論その意見は、集団の一般的目的に則したものでなければならぬ。しかし、目ざす頂上は共通であつても富士山に登る道は一つでないことを、各人が自覚することが必要である。

第二に重要なことは、個人はそれぞれの人生の目的に應じた多様な集団に関係すると共に、集団生活以外の私生活（プライベート）の生活をもつことである。人生の目的は一つではない。労働条件向上のため労働組合に参加すると同

様に、音楽や俳句などのサークル活動、PTAの活動、娯楽などのクラブへの参加等、人は多様な集団に参加することによって、一つの集団への忠誠を集中することより生ずる精神のアンバランスを避ける。しかしそれに劣らず重要なことは、個人が一日のうち十分でも二十分でも、自己とのみ対峙する孤独の生活をもつことである。各種の集団に関係する複数の自己を統制する自己を養うことが、集団の不当な圧迫と闘う力を与えるし、また集団への新たな寄与をなしうるであろう。外に「才能は孤独の神に魅了」といつているが、才能と人格が不可分なものである限り、人間は、孤独神と世世波瀾の双方の間に成長するといふべきであらう。

最初に述べたように、集団または社会と個人との関係について、その対立を解決しようとする方法も、今までは誰も書き得なかつた。たし、また、かりにあってはそれは個人が集団がのいずれかを、ひいては双方を誤って殺すような過激の処方箋でしかないであらう。集団と個人の対立は、あらゆる人々が毎日の生活の実践において絶えず解決の努力を繰返しつつ、しかも、最後まで終局的な解決に到達し得ない問題である。それはある意味では影を追うような仕事である。しかしそれは空しい仕事であらうか。それを空しいと考へて努力を放棄する瞬間に、人間は人間としての生長を失ふであらう。

東京理科大学教授

集団における個人の自由と責任について

出席者		討論者	
伊藤 武	藤 子	東大助教授	日本YWCA
石 橋 展	高 橋 子	労働省婦人課長	(司会)

どうしてこのテーマを選んだか

高橋 今度の婦人週間のテーマといひまして、個人の自由と責任という問題を、特に集団との関係において取りあげる、つまり、「集団における個人の自由と責任」といふようなことを、私どもとしては選んだわけでございます。きょうは、このテーマの含むいろいろな問題につきまして、婦人週間のテーマといふことにとらわれず、ごく自由な立場から、またいろいろな角度から、ぜひ自由に御意見を伺わせていただけたら

と思います。

では最初に、このテーマについて私どもが考えていることを、お話し合いの御参考までに申し上げよう。実は昭和二十八年の第五回の婦人週間にも、婦人の自主性というテーマとして一度出しましたが、そのときは主として基本的な人権といふことが、市民権といふようなことを、主として個人の側に立って打ち出したわけでございます。結婚は自由であるとか、言論は自由であるとか、そういうことを大いに強調したわけでございますが、今回は、それを少ししぼりまして、集団との関係においてとらえたいというわけでございます。しかし、自主性といひ、あるいは自由と責任といひ、これも、もともとこれは社会関係の中においてだけあることで、集団との関係なんといふのは、馬から落ちて落馬するみたいだ、ともいわれましたが、まあ私もそのあたりは、今回はこれを意識的に扱ったわけでございます。

昨年の婦人週間には、「正しい共同活動を育てよう」ということをテーマにいたしました。そのテーマに従って仕事を進めておるうちに、非常に大きな問題として集団と個人という問題にぶつかってきた。もう一つは、集団というものが戦後急にたくさん作られるようになって、個人が集団に参加することも非常に多くなつてきている。それに伴つていろいろな現象が出てきているのではないか。

ある面では、集団化に伴つて、人が無気力になるという面も指摘されてまいりました。また日本の場合は、元來、集団の中に個人が埋没してしまふといふことも大きな問題ではないか。そういうこととか、今年は自主性を集団との関係においてとらえたい。こんなふうに進んで参つたわけでございます。しかし自由と責任と申しましても、実はこれは抽象的な言葉でございます。社会によつてその内容も違ひますし、また、全婦人會議のテーマとして、どんなふうに分けて扱つかけたらよいかといふことなどにつきます。先生方のお知恵を拝借させていただきます。

伊藤 私、実際に婦人週間をこころから手伝ひさせてもらつていた角度から言いますと、三年前でしたか日本が家庭を明るくするに「明るい人関係を作る」とその次の年は「明るい人関係を作る」ということ、そして去年が「共同活動」と、みんな考えようによつては、家庭とか社会とかいう集団の中での個人の活動が、人間関係として一番中心に出てきていました。特に去年の共同活動では、小さなグループ活動、サークル活動をやっていくときに、一つの目的を持つていて、団体ならば、比較的個人の自由とか責任とかいふものが明らかになるけれども、個人とか、青年団とかいう、目的があまりはっきりしない団体の中に入ると、それが非常にあいまいになって、個人の

立場からいふと、勝手なことをしてもいいんだ、というふうなことが起つてくる。今度はリーダーの問題が非常に大きくなつてきて、どこまでリーダーに従ふなければならぬのか、これは各人のグループのときでも問題になりましたが結局これは、問題として提起されたわけでは、一歩も出なかつたと思つたのです。従つて今年のこのテーマは、そういう婦人週間の歩みから言つても必然的に出てきた。それがたまたま、これはまあ福武先生の御専門ですけれども一般社会で言われている大衆社会といふものの、近代社会における個人の意識といふことにつながつてくるのじゃないかと考へるのですが、その場合、日本人の自我の発見という問題ですね、個人といふものが、日本の歴史的な社会の中、政治の中で、ヨーロッパとは非常に違つたあり方で進んできたように思ふんです。そんな問題はなんですか。

高橋 Yでも四月に毎年催しものがありまして、これは世界YWCAからテーマが流れてきて、各国のYが参加してキヤンペインをなさる。Yといふものの発想形式が毎年似てしまつてタイミシダまで同じになるとか何度もしきいまして、Yの世界本部に意見でもいふのじゃないかと思ふんです。今度も全く同じになりまして、個人の自由と責任ですか。

石橋 「個人の」と限らないわい



伊藤 もっと大きく言えば、女の人だけの問題じゃなくて、政治体制として、この問題が一番現代の問題なんでしょうね、いわゆる全体主義と、自由主義との問題は、自由と責任との問題、集団と個人との問題なんですからね、

都合いしているようなことと、多少違ふ意味が加わってくるわけですか。

石橋 違ふということじゃなく、キリスト教の立場を基盤としてすべてを考えるというわけです。ですからたとえば自由といふところにしても、私たちの内面から出てくるほんとうの自分というものの確立がなければ自由がないということですよ。キリスト教の立場からいえば、そういうところを非常に強調するわけです。

去年の夏、世界YWCAが主催して、ギリシャのアテネに方々の国から五百人の若い人が集まって会議をしたんです。三十五歳以下という年齢の規定があつて——そこにいるいろいろなワークショップに分かれて協議をしたんですけど、そのうちの二つに、やっぱり「自由と責任」というのをテーマにしたグループがあつて最後に非常に簡単に、自分たちの結論を出しているんですね。日本人みたいにこねこね、こねないで実に端的で簡単なんですね。私たちは自由が欲しい、自由にならう、だけれどその自由には、いつでも責任という裏付けが必要だ、そのことを絶対に忘れないでいこう。ただそれだけです。そんなに簡単に結論が出てくるといふことは、ある意味でうらやましいと思ふんです。日本の若い人だったら、そんなふうにはいかないですよ。

高橋 そういふふうに簡単に答が出てくるといふのは、何か非常にきびしい体験からなのか、それとものんきで……。

石動 ある意味で、のんきとも言える
でしようけれど、それでもその中には、
ずいぶん深刻な問題を持っている國の人
たちが多いんですよ。

集團と個人の關係を
大きく分けると

福武 まず集團というものをどういう
ふうにとらえるかというのが一つの問題
ですが、今、ここでは大ざっぱに、社会
ないし集團というものを同じようなもの
として考えて、出発したいと思うんです
が、そうした場合に、今、伊藤さんがお
っしゃったように、目的を持った集團、
従って人間が一定の関心を充足させよう
ということで作る集團と、そうでなくて
少し言い方が危険なんです、自然発生
的な、運命的にそれに所属するという集
團、その二つに分けられるのじゃないか
と思うんです。前者のほうは、サークル
などはもちろんですし、一定の職場に入
っていくという場合も、自分の意思で入
ると思うんですよ。それから、婦人会や
青年団だって、先ほどおっしゃったよう
にサークルとは多少違った面もあるかも
しれませんが、本質から言うとやっぱり
目的的な集團だと思ひます。それに対
して家庭・家族などは、結婚するという
面からみれば人間が意識的に作り上げる
ことになりませんが、そこに生まれてくる
子供にとっては運命的に産み込まれるわ
けですね。だから後者のような性格を持
つわけです。それから村」といふ地域

社会も、ある意味では自然発生的な要素を持つてゐる。目的的な、ある一定の関心を充足するために作られた集団ではないと言つていいと思ふんです。その場合に日本の目的的な機能的な集団というのが、地域社会的な集団、あるいは少くも、言へば協同体的な性格を持つた集団に、非常に影響される。従つて本来は一定の目的を持つた集団でありながら、個人の自主性をくみ上げていくという性格を持たないで、自我の束縛というよりも、むしろ抑圧されたような形にいく、こういう面があるのではないかと思ふんです。

そこで、自我と集団というものの關係を考えますと、大きく言つて三つぐらいに分けられやしないか。一つは、自我・個人が埋没しているというような形、集団の中に全部吸収されてしまつて、集団の動きに従つて個人が動いてゐるにすぎない、その場合には従つて、個人の自覚というのがない段階と考へていいと思ふんです。その次に、多少自我の欲求の目覚めというものがある。しかし、それが抑圧されて十分には伸びない、いわば、阻害されてゐるといふような状態、それから第三に、その集団に所属することによつて自我の充足が伸ばされていく、集団の組織の中に組み込まれることによつて正しく自我が充足されていくという形。そういう三つが考えられるのではないか。そして、この三つの中でも最も望



るものの責任だということになるのじやないかと思うんです。三の型は日本の集団には極めて乏しくて、大てい一ないし二の型です。人間というものは、大ていそういう集団の中で生きておる場合には、みんながやるようにやっていけば安全であるし、またそうせざるを得ないという状況に置かれている。そうすれば、すべてを多数の責任に投げかければいいので、自分の責任はないわけです。しかしその引き代えに、また自由はない、ということだと思います。

それからまた、それを、リーダーと一般の会員という関係で見た場合には、リーダー——その場合には一の場合でも二

どうしても必要なんじゃないでしようかね。まったく個人が埋没している場合はね。まったく個人の目覚め、人間的な欲求のあのいくらかの目覚め、ある程度は、あるわけですから、多くの場合、第二のような形になっていると思うんです。そういう場合に、メンバーの自主性というものを、ある程度は前提にしなければ、集団はうまく動いていかないと思うんですけれども、個人のイニシアティブというものをどのようにしてくみ上げるかということが、リーダーにとっては一番大きな問題だし、メンバーにとっては現状を第三の型のようにしていくことが、自分

う、あるいは反発しようという気持を開かせて、吸収していくのにはどうしたらいいだろうというのが、一つのリーダーシップだろうと思うんですけど。

集団の種類によって

自我の質は違うか

高橋 私ともこの週間のテーマから言いますと、集団という言葉で一言に言いましたけど、それは今おっしゃいました家族集団・近隣集団・職場などすべての社会集団を一応想定しているわけなんです。そのどれにも共通の問題として、個人の自主性・イニシアチブというのが大事なのだ、それがあって各種の集団

の場合でも、メンバーによって、ほんとうにあの人はリーダーになるのにふさわしい人間だという形で押し出されているわけではなく、その地域社会における身分的な性格からリーダーになる。下からの自主的な支えというものがないわけですから、従ってリーダーそのものも、それに従ってくるメンバーの自主性をくみ上げていくという意識も努力も乏しい。従う側の者は、そのリーダーに献身的に従っていく。だからその場合にも、悪ければリーダーが悪いので、おれたちの責任ではないということになっていくだろう。大ざっぱに言えば、そういうことが言えそうに思うんですけども。

それで、どのような集団が動いていく場合にも、最小限の自覚性というものには

のためにあるし」ということとなる。
うに思うんですけど。

高橋 YWCAでは、そういったリー
ダーシップに関することを系統的にやっ
ていらしやるんですよ。

福武 リーダーシップということは非
常にむずかしいことですね。前は誠私
奉公でね、誠私というのには「亡ぼすわ
し」があったということだね。そういう
ふうな形で引く張っていけば、ついてい
けたわけですね。ところが戦後は、やは
りそれが一つの進歩だと思っただけ
ど、ある程度のプライバシーというもの
が出てきている。従ってぐっと引く張っ
ていかれるということには、やはり抵抗
を感じるという段階ではないでしような
か。そういうたものを、さらに卑なるフ

も有つたといふことに立ててゐるわけなんですから、大ざっぱに機能的な集團と地域協同体的なものに分けて、個人のエニシアチブとか主権性とかいうことは、その二つの集團に共通した尺度ではかれるものなのだろうか、そのへんのことをもう少し伺いたいです。

私ども、きのうもこのことで會議したのですが、日本の女の人の場合と限定して、家族集團の中の生活というの枠、また、愛情というものも支えになり、いろいろの習慣も、応型ができていて、その中でどう生きていくかといふことはおのずからわかつてゐる。ところが新しい機能的な集團、これは多くの婦人にとって、そこにはいふこと自体が非常に新しい経験で、その中でどういふふうに対応し

ないということになる。しかしまた、
しい形の集団に移行していくというよ
なところまではいっていない。だから
新しい集団における個人の役割という
は、現在ではむしろ疎闊していくべき
のじゃないかと思うんです。

高橋 いろいろ御高説を伺わせてい
だきまして、ほんとうにありがとうございます。

ついてもとりあげられ、マス・メディアに流されて、個人が自主性を失い、享樂的になるという問題も提起されています。このように、日本社会における個人と個人との関係には、前近代の要素が残っている反面、さらに大衆化現象があらわれているという複雑さを呈し、個人がその帰趨に迷うというあらたな問題についての解決が求められています。

この問題について本週間にあたっては、婦人が集団の中にその自主性を生かすと同時に、集団の発展のために積極的に貢献し、個人自身の幸福と日本社会の進歩発展に役立つことをねがうものです。

三、本週間の運動方針

中央および地方の出先機関を通じて本週間の運動を展開しますが、その運動の重点は次の点です。

1. 性格形成の場であり、基礎的集団である家族の中で、自由と責任が確立されるよう努める。
2. 婦人の間で各種の機能集団とくに身近な仲間による小集団が組織されるよう努め、それらの集団活動によって、自由と責任を学ぶよう啓発活動を行う。
3. 大衆化現象に起因する諸問題についての関心を喚起する。
4. 既成集団の中で、個人の自由と責任がどの程度生かされているか、ということについての検討が婦人の間で自主

的に行われるよう努めます。右の方針に基づいて、ボスター、リーフレットをはじめとする各種資料の作成配布、意識調査、会議、連絡調整活動等を通して運動をすすめます。

第十一回婦人週間実施要綱

婦人の地位の向上をはかることを目的として、毎年わが国婦人の最初の参政権行使の日である四月十日に始まる一週間の「婦人週間」とし、全国的に特別運動を展開していますが、今年は左によって第十一回を実施します。

- 一、趣旨 個人が自主的な意識と態度を確立することは、個人の幸福ばかりでなく、家庭、職場、社会全般の進歩発展のために大切なことです。さらに近年は各種の集団の著しい発達に伴い、個人における個人のあり方が民主主義の進展に重要な意味をもつものと考えられます。ここに今回は個人と集団との関係における個人の自主性をとりあげ、集団における個人の自由と責任を強調します。すなわち家族、近隣、職場、団体の中において、婦人がその主体性を生かすと同時に、これらの集団の発展のために積極的に貢献し、もって日本社会の進歩に役立つことを期待するものです。
- 二、目標 婦人の自主性の確立——とくに個人と集団との関係において——
- 三、強調事項
- 四、期間 昭和三十四年四月十日（金）～四月十六日（木）
- 五、主催 労働省
- 六、協力 依頼する機関 関係官庁 婦人団体 労働団体 青年団体 国際機関 社会福祉団体 文化団体 経営者団体 報道機関 その他
- 七、実施事項
 - 1 第七回全国婦人会議（日本放送協会共催）
 - 2 地方婦人会議
 - 3 大会その他地方の実情に応じた行事
 - 4 資料の作成配布
 - 5 機関紙（誌）による周知徹底
 - 6 報道機関による広報活動
 - 7 その他
- 八、会議の開催 全国より希望者を公募し、中央選考委員会を設けて書類審査により各都道府県より一名以上を選定する。
- 九、その他 1 会議開催費並に会議員の旅費及び滞在費は主催者の負担とする。 2 会議は一般公開とする。
- 一〇、選考委員 ○甲は関係官庁 乙は関係団体 丙は関係者

個人が自主的な意識と態度を確立することは、個人の幸福ばかりでなく、家庭、職場、社会全般の進歩発展のために大切なことです。さらに近年は各種の集団の著しい発達に伴い、個人における個人のあり方が民主主義の進展に重要な意味をもつものと考えられます。ここに今回は個人と集団との関係における個人の自主性をとりあげ、集団における個人の自由と責任を強調します。すなわち家族、近隣、職場、団体の中において、婦人がその主体性を生かすと同時に、これらの集団の発展のために積極的に貢献し、もって日本社会の進歩に役立つことを期待するものです。

- 一、趣旨 婦人週間の目標を広く一般に浸透させるとともに、婦人の自覚と自主的な活動意欲を高めるために、第十一回婦人週間の行事として、広く全国各層より公募した会議員による全国婦人会議を開催する。
- 二、名称 全国婦人会議
- 三、開催場所 東京（産業会館・NHKホール）
- 四、期日 昭和三十四年四月十二日（日）～十五日（水）
- 五、開催場所 東京（産業会館・NHKホール）
- 六、会議の構成 会議は部会及び総会によって構成され、全国より公募した六十名の婦人及び助言者数名によって討議がなされる。
- 七、会議の内容 集団との関係における個人のあり方について検討を行い、家族、近隣、職場、団体等の集団において個人の自主性を生かすにはどうしたらよいかを討議する。なお、東京都内および近県数カ所で移動会議も行う。
- 八、会議の選定 全国より希望者を公募し、中央選考委員会を設けて書類審査により各都道府県より一名以上を選定する。
- 九、その他 1 会議開催費並に会議員の旅費及び滞在費は主催者の負担とする。 2 会議は一般公開とする。
- 一〇、選考委員 ○甲は関係官庁 乙は関係団体 丙は関係者

主催 労働省・日本放送協会
協賛 関係官庁・関係団体
協賛 関係官庁・関係団体
協賛 関係官庁・関係団体

全国婦人会出席者の近況

婦人週間の行事として開催される全国婦人会議も、今年は第七回目となりました。過去六回の全国婦人会議に出席された会議員の方々はその後どのような生活を送っているのでしょうか。これは、婦人少年局が今年の婦人週間についての意見を第一回から第六回までの全国婦人会議出席者全員（三六〇名）に伺った際、御返事を下さった二〇〇名近い方々の中から毎回二、三名の方の御近況を御紹介するものです。

○第一回（長野）吉川 俊子 婦人団体の中で、グループの育成について努力しています。家庭生活の合理化の実践をそのままた社会の慣習にもひるめようにと、会員同士で勉強しています。でもなかなかむずかしいことばかりです。

○第二回（岡山）高橋 寿子 最初の全国婦人会議の思い出を、日頃胸に日夜励んでいます。中学教師として勤務、家にあっては二女の母として、家庭と職業をうまく両立させるよう努力しています。婦人会議を終ってから地区の人々と協力し保育所の設置に成功しました。農村向上のため微力を尽しています。

○第三回（三重）河村 房子 組合支部の婦人部長をまかせられ、なまたま勤務の問題にそう忙しい日々を送っています。母親と女教師の提携をはかり、月一回の会合をもち「子供の幸

福」について話しています。

○第四回（青森）松田 登美 第一部会の十五人で結成した「十五人」の会報も、編集係の方の結婚と共に解消の形となりました。もう一度集まる機会をほしいと思っています。現在は婦人少年室協働員として働いています。

○第五回（鹿児島）神前 富子 部落で季節託児所を始めました。苦しいこともありました。母親達に大へん喜んでもらえました。それ以後毎年婦人会の手で春秋二回、託児所が公民館に開設されるようになりました。長女が中学に入るのに三月には東京に引越ししました。

○第六回（山形）三浦 梅江 最近婦人達の多くが、農協が組織立てをし、それを従って動く農協婦人部にだけ興味をもち、婦人会は面白くないからと集まらなくなりました。リーダーとして反省させられ身のまわりをこころがっているいろいろな問題をテーマにしたスライドを作り、それをみながら話し合ったところ、とてもよくなりました。今後スライドを派山つくるつもりです。

○第七回（群馬）高井 光子 群馬県は動向問題で大きすぎます。一般の人達がいかにもものわりのよい顔をして簡単な他人の言葉に右往左往する姿を情ないと思います。私達はもっと政治の実態を捕まえてはならない。農村も町も婦人会は「おとり」と「旅行」とお上の伝達にあくられてるのをどうしたらよいのだろうと考えるこの頃です。

○第八回（栃木）君島 千代 近所の子供会や、時にはPTAにも出席しますが、社交化した婦人会には顔をだしていません。主としてこの頃は自分自身の勉強にはげんでいます。子供二人と夫と四人暮らし、今のところ子供会を導くのがたのしみです。

○第九回（富山）大間知八恵子 元気に地域で活躍しています。最近婦人少年室を中心に、第一回から現在までの全国婦人会議出席者の連絡会を開催し、私達が中央でみたりきいたり、話したりしたことが、年毎にどのように婦人達の上にあらわれているかを学習しあう機会をもつよう努力しています。

○第十回（千葉）八木 千恵子 婦人会議に出席してから勇気が出て、早速自分の町にお嫁さんだけのグループを作り名前を若葉会とつけ、身近な問題を出しあって勉強しています。又行事のひとつとして子供会を作り毎月百名ばかりの集まりに紙芝居、幻燈、お話などやっています。勉強しだり会の運営をしています。全国婦人会議のような場でまた話しあいができたらと思います。

○第十一回（長野）関 美子 毎月一回近所のおばさん達と必ず話し合いの場をもっています。去年三月には私達のグループが農家生活改善実証発表会に長野県代表となったので上京しました。他の部落へも仲間つくりの話し合いにゆきますが、農家の仲間づくりは難しく苦勞ばかり多く大変です。励まして下さい。

○第十二回（大阪）村尾 澄子 初めて市連合会の会長をやってみて、自主的な婦人活動のむずかしさを痛感した。ただ右往左往といった姿ですが、政治というものの姿が理論ではなく、実感としてわかりかたところです。

○第十三回（北海道）山口 栄子 冬は私の農繁期です。全国会議に出席して、経営とむすびついた婦人活動でなければいけないというところに自信を得ました。毎日の生活にそれを生かしています。一番むずかしい人間関係をよくすること、愛情と誠実であることも教えられ、仲間の人達と一緒に生活の反省を書くことにしようと思切っています。4月クラブの若い人達とはニワトリのくんせい作りをして楽しくやっています。

私の職業

衛生管理者

労働基準法では、常時五〇人以上の労働者を使用する製造業・建設業・運輸業・鉱業等の事業場と一〇〇人以上の労働者を使用する農林業・漁業・水産養殖業・サービス業・金融保険業・卸売小売業・郵便電信電話等の事業場では、一定数の衛生管理者をおかなければならないと定めている。衛生管理者には医師と、医師でないものがあり、昭和三十三年十二月末現在、両者あわせて全国で五六、〇二六人であるが、東京（四〇％）以外では、女子はまだ少なく、今後に期待される分野である。

——編集部——

婦人よもっと積極的に

本間 健子

(電々公社東銀座電話局勤務)

昭和三十三年春の衛生管理者試験を受けて、「受かる筈がない」と、すっかり自信を無くしていただけに、合格通知を手にした時は、本当に嬉しく思いました。しかし、受験の動機が、当時の主任衛生管理者をしておられた庶務課長から、「どうだ、受けて見ないか」と云われ、「とても自信がありませんから、同じ受けるなら少し勉強をして、この次の機会に……」落ちても笑わないで下さいね」というような、心細いものでしたので、パスはしたものの、抱負など何もなく、今度は「私なんかにも勤まるのかしら」と、新しい心配が起きて来ました。

そのような私の気持ちをよそに、勤務先ではほとんど担当変更が行われ、六月初旬には、新米の私の選任届が、基準局へ提出され、厚生関係事務全般と共に、私の仕事として、両腕に溢れるように掛って来ました。さて、そうしてスタートを切って見ると、非常に仕甲斐のある仕事で、すっかり魅了されてしまいました。そこで、秋に仙台で開催された第三回全国労働衛生大会に参加したいと思ひ、資料を纏めて提出しましたら、幸い、予選にパスして、参加出来ることになりました。あちらへ行ってみますと、時間の関係等で、発表は電々公社の人ばかり一五〇名程を前にして、男子三名、女子一名のみとなり人前で何かを発表するというようなことは、中学や高校の学生生活を通して、文化祭等で経験したくらいのもので、全く何年ぶりかのことでした。その会場を埋める一五〇名の中、女子は私を入れて僅か四名、あとは皆年配も、経験も

申し分のない方々ばかりなので、相当心臓の私も、大分神経を使ってしまうました。発表が終ってから、大会会場の仙台市公会堂へ行きましたが、そこで、再びあまりにも婦人の参加者が少ないのに、がっかりさせられました。

衛生管理の仕事は、例えば、職場の食堂などから中毒事故が発生して、その際の処置が非常に適切であった、というような場合は、その存在価値が大変はつきりしてくるのですが、それより以前に気を配って、当然起ったであろう、中毒事故を、未然に防いだ、となると、それで当り前であり、別に気にも留められないというような、大変地味な存在です。しかし、あれこれとやり始めれば限度がなく、特に環境衛生などは、主婦の仕事に活用したら、相当役に立つと思われ節も多いので、婦人の職業としては適切なものの一つであると思ひます。それにもかかわらず、現在、女子の衛生管理者受験率は僅か二〇％に過ぎないと云われますから、これは「女だから……」「不合格だと恥かしいから……」というような気持ちを捨て、もっと積極的に受験をして、資格を取り、ある時は母親のようないふくで、優しく細かく気を配り、またある時は「職業人として確固たる信念を持って、仕事に励んで行けば、最近各所で見られる、職業婦人を締め出す」とする気運も、「衛生管理者は婦人に限る」ということで、自然に緩和されて行く結果になるのではないかと思われます。しかし現在、まだまだ問題となるのは、とか

願ひ致します。

大学病院の

衛生管理者として

清水 励子

(慶応義塾大学医学部勤務)

く衛生管理者というものが、労働基準法で定められていて、「うちの職場では、どうしても何名置かなくてはならない。それではあの人にはやらせよう」というようなことで、衛生管理者となる婦人が多いことです。そのような場合は、どうしても職場での地位が低く、そのために、労働者の健康を考慮しての、環境の改善、就業時間や疲労対策の問題などで、経営者に要求したり、交渉したりする時に、どうしても力が弱くなり、労働者との板ばさみになる、というようなことが起りがちです。

一昨年の六月頃から、婦人の衛生管理者ばかりが集まって、いろいろな問題を研究してゆくグループができましたので、何かと横の連絡もとれ、婦人衛生管理者の向上にも役立つことと思います。一口に婦人衛生管理者の職場に於ける地位の向上といっても、なかなか実現できるものではないですね。降り積る雪も初めはほとんどぬれた地面に、吸い込まれていってしまうように、あとから降って来る雪のために、お互に努力して行くことが、いつの日か必ず、朝日に照り映える、一面の銀世界のように輝かしい時代を、築くものと信じております。

このようなことを書いてはいるものの、私はまだほんの駆け出しで、今の処、盲蛇に怖じずで、ただがむしゃらにやっているだけなのです。これからあらゆる面で、認識を広くして資格に恥じない実力を作って行きたいと思っておりますので、どうぞ一層の御指導御鞭撻をお

婦人の新しい職業の一つとして労働基準法の施行に伴って生まれた衛生管理者としての仕事は、大企業・中小企業を問わず、働く人々の職場に於ける作業環境をはじめ福祉厚生施設の面を調査・研究し、その結果をそれぞれの実情に即した対策によって改善し、作業能率をたかめ、各自の保健に留意することがその主旨でありますし、また、それら調査の記録や、健康管理の資料統計は、今後の衛生管理上だけでなく、事務能率向上の参考ともなります。

私は医学の教育、研究、診療機関である大学病院の衛生管理者として就任しましてから、もう十年になります。当時の東京女子医専の姉妹校として創設されて間もなかった厚生女子専門学校に入學し、ここでは、公衆衛生・統計学・病理細菌学などを学び、精神病院の見学や、結核病棟での臨床実習も習得しました。学生時代には、看護婦になるのではなく、医者でもない何か中途半端なことを学んでいるように考えていました。が、実社会に入って見まして、三年の

間に自ら習得しましたことが、知らず知らずのうちに役立つと共に、この道の広く深いものであることがわかりました。就職しましてから、第一に学びましたことは、職員の実態を知ることでした。

どのような部署に何名の人か、どんな仕事をしているか、職員の年齢構成や経年数、などを調べました。医師である衛生管理者の指導の下で、環境調査に銀行や工場に行き、現場の塵埃や騒音、照度の測定も致しました。

学内では、清掃婦・看護婦の生活時間調査を行い、労働のエネルギー代謝率を調べると共に、摂取熱量を算出し、それによって、栄養状態や作業強度の実態を把握するなど、実際に学びつつ、仕事をしてきました。私の職場では各職員の定期健康診断を一年に一回、結核の早期発見を主目的として実施していましたが、昭和二十七年からは、一年に二回、春には胸部疾患を主に、秋には全般的検査を実施するようになりました。翌三十八年より、満四十歳以上を対象に血圧測定も併せて実施していますが、高血圧症の治療対象者は昭和二十八年十月には受診者の六・五％でしたが、昨三十三年には九・二％を示し、年と共に次第に増えてゆく傾向にあります。この事から考えさせられますことは、結核の療養者は、早期発見・早期治療によって減ってきていますが、最近、統計上からも、成人病といわれる高血圧症・心臓病の患者が増えてきていますので今後の健康管理は、疾病にかかる前の個

人の身体的面の訴えを知ること、発病を未然に防ぎ、いづらかでも早期発見による早期治療に努めるべきではないかと思ひます。

また、軽勤務という形で一般の職場に復帰する時、ともすれば敬遠されることもありすがこれらの復職者を温かい理解を以て受け入れられるいわゆるアフター・ケアの施設を、健康管理の一つとして検討して見ることも、患者の再発を防ぐのに必要なことだと思います。婦人の貧血について調べて見たいと、昨年度の定期健康診断に、全血比重の測定を全員に実施しましたら、やはり更年期に近い婦人に貧血の多いことがわかりました。これは今後の参考に、また研究の点をのこしました。

これからは健康管理の上で最も大切なことは、各人の健康に対する関心を一層深めると共に、自分自身の現在の健康状態を知る意味で、定期的な健康診断には、職員全員が受診出来るよう、積極的な協力を得るよう、努めなければなりません。一人の患者が出ることは、同じ職場に在る他の人々にその負担がかかることとなりますから、職場を常に明るく、和やかな働きやすい場所とするために、明るい社会生活、家庭生活の源泉となる「健康保持」に衛生管理者として努力、研究してゆきたいと考えています。

「衛生管理」という仕事は一朝一夕で成るものではなく、調査・研究・対策を繰り返した一つ一つの中から小さな結果が判明してくるものなの

です。一つの問題点を見出し、それを手がかりとして進めてゆくこと、工場・デパート・銀行・学校・病院などそれぞれ業態を違えていても、環境の改善や、健康的、身体的に見た個人の適性配置などにあたっては、確実な資料をもととしてされることが、望ましいものですが、地味な仕事の下力持のような仕事、手を出せば出ず程、問題点の山積している仕事を、経営者の理解ある判断と指導により、重要な意義をもつ衛生管理の仕事として、婦人のもつ特性を活かしつつ、今後も勉強しながら進めてゆきたいと考えております。

日進月歩に 追いつく研究が必要

長 江 寿恵子

(横川電機製作所勤務)

「女学校を出ただけでは万一の場合に一人生きて行くのに困るのではないか、教養ともなり、また、職業ともなるようなものを何か一つ身につけておいてやりたい」という父母の願いから専門学校の受験を奨められ、東京女子医専の姉妹校である「東京女子厚生専門学校」校長吉岡弥生先生に入学したのが、現在までの私の運命を決定した第一の理由と申してよいでしょう。しかし、この学校の卒業と同時に得た

中等学校・高等学校教員免許、衛生管理者免許、保健婦免許等々は勿論結婚してから万一の場合に役立てるものと自他共に考えていたのですが、敗戦と同時に婦人の地位向上、職場進出・経済的独立等が叫ばれ、当時の私にはとても家庭にじっとしてられない意欲が湧いて来たのです。それにせいかく学んだ知識を結晶するまでもよいから役立てたいという希望もあって、職につく決意をしました。

入社当時、「お嬢さん仕事」しか出来ないのではないかと危懼していた会社の方達の心配をよそに、それまで確立されていなかった衛生管理の種々の規程や健康管理上の基準をつくらせ、会社附属の診療所の医師に協力して結核管理を軌道にのせるなど、当時としてはまた新しい仕事の基礎をどんどん築いてまいりました。女子の入りたがらない工場の現場にも進んで飛び込み、誰とでも気楽に話の出来る雰囲気をつくって、健康相談に応じたり、健康上の生活指導を積極的に行ったり、また、作業環境を隅々までみて歩き、衛生上改善を要する箇所を把握して、会議に諮るなど、大変広汎な仕事をやっておりますが、特に健康相談とか、患者の療養指導、あるいは女子従業員の衛生指導などについては、女子である私の独壇場と云ってもよいかも知れません。

現在、私は一、八〇〇名近くの従業員を対象に、たった二人の専任の衛生管理者として他の衛生管理者(医師二名、兼任の衛生管理者六名)

の中心になって情報を蒐集、調査をし、計画を樹て、教育啓蒙をし、意見具申をするなど、衛生に関する限り一手に引うけてやっておりますが、幸い「主任衛生管理者」である上司が衛生管理に対する理解が高いため、本当に思い通りに仕事ができますので、滅多に休暇もとれないほど多忙ではありますが、決して苦しいとは思っておりません。私が八年足らずの浅い経験でありながら、このように会社の中で縦横に活躍できますのも、会社並びに上司に理解のあること、及び学生時代、基礎医学や保健・衛生・栄養・統計学等を学んで来たこと(これは一般の方が衛生管理者試験にパスして資格を得たのよりは多少有利だったように思ひます)によるものと感謝しております。しかし治療医学も予防医学も、労働衛生も日進月歩の時代ですから、一度覚えた知識に安住しているわけにはまいりません。結核が減ったから高血圧や癌がありますし、ベンゾール中毒や鉛中毒の対策が何とかなれば、アイトープやベリリウム中毒が現われるといった具合に、次々に新しい知識や対策を学んだり、研究しなければなりません。

ところで「女子衛生管理者」の地位は、と申しますと、これは必ずしもよいとは申せません。その原因の一つに、先程挙げた研究心・向上心の不足があると思ひます。しかし能力や意欲はあっても、組織や機構上、「女子衛生管理者」は「男子衛生管理者」の命令に従って云われた事だけを行う、という場合もあるでしょう

し、また、「衛生管理者」とは名ばかりで、お茶汲み兼事務員といった中小企業の場合もあって、なかなかむずかしいように思われます。

そこで何とか「女子衛生管理者」の地位を高めたいという念願から、最も大切な「実力向上」をめざして、三十一年六月つくられたのが「東京衛生管理協会女子部会」です。設立当初から発起人であった私は、柄にもなく部会長を勤めておりますが、現在会員は約一〇〇名、隔月研究会を開いて非常に熱心に勉強をしております。発足後三年を迎え、すっかり顔なじみになった昨今では、いろいろと教え合ったり、体験を発表したりしてなかなか得難い知識交流の場になっております。昨年から最も「女子衛生管理者」に苦手であり、しかも、工場の衛生管理には最も重要である「有害業務対策」への技術修得のため、「有害ガス」、「粉塵」、「騒音」の三つのグループ研究会も設け、小グループで大学や研究所へ行って勉強する組織もつくりました。

また、今年は一歩を進めて「共同研究」——各事業所ごとに同一目的のため同一方法で調査したデータを持ち寄り、これを集計して衛生管理上の参考資料とする——も実施中という発展ぶりです。そして今まで一人ではなかなか手がつけられなかったり、考えつかなかったことがこの会を通じて積極的にやれるようになったと会員から感謝され、何となく苦勞が酬いられたような気がいたしております。

私のこんな小さな体験では、大きな事も申せませんが、女子でも「やろう」という意欲さえあれば、男子をしのぐよい仕事もできると思ひます。企業の中では非生産的な仕事として、余り顧みられない嫌いのあった仕事の一つではありましたが、最近これが「生産向上・能率増進」のための重要な仕事として認められてきております。こういう面は今後どうして女性が進出し、殊に男子の気のつかない面へ細かい神経を使い、働く人の健康を守ったり、職場の改善にのり出していただきたいと願っております。

○職場の男女平等は守られているか

—NHK放送討論会—(三月八日午後二時十五分)

NHKでは三月二日東京有楽町の日本生命保険協会講堂で、表記のテーマで放送討論会を開催した。講師は日経連常任理事宮崎輝、全通労働組合婦人対策部長坂本映子、労働省婦人少年局長谷野せつ子の三氏で、司会はNHK小林利光氏。会場には動機地りの婦人たちが詰めかけ、盛況であった。最初、三人の講師がそれぞれの立場から意見を述べ、討論に入ったが、宮崎氏の「結局女子は自分の能力を高めることが大事だ」との発言に対し「女性が『最近、女子大の卒業生が就職から締め出されていることと矛盾しないか』と一矢報い、また五十五、六歳の紳士の『女性には女らしい本来の姿があり、男女同一に考えることは無理ではないか』の発言には満場爆笑。坂本氏は『男女同権とは男になれということではない。女も人間として同じ扱いを受けるのは当然』と答えた。また「ILO条約の男女同一賃金に日本は批准しないのか」の質問に、谷野氏は「それ程むずかしい問題はないから近い将来批准されるだろう」と答えた。その他、結婚退職、母性保護と均等待遇の問題、お茶汲み問題まで職場の問題が多角的に取りあげられ、活発な討論された。

パンコック帽を 織る婦人たち

③ 岡山県

秀島羽緋子



わたしは備前の岡山育ち、米のなる木をまだ知らぬ

その昔の備前三十二万石の城下町岡山を後に山陽線の下り列車が倉敷を出て暫くの後、高梁川の鉄橋を渡ると、そこから約一時間足らずの間、列車は備前中路の麦田の青さの中を西へ走り続け、その田圃の向うに段々島と秀島が見える。明石から西に三時間、初めて青い海が旅の車窓を慰めるところ間もなく備後路(広島県東部)に入る。

この山陽線沿いの岡山県南西部、即ち瀬戸内海沿岸部の特産品としてパンコック帽があるが、由来岡山は気候風土に恵まれ、米・果樹・蕎麦等の農産物、織物、農機具等も全国屈指であるが、この内海沿いの南西部は、耕地が比較的少なく、漁業も小規模で、勢い家庭の主婦達の余剰労働力を対象とした、いわゆる内職なしいしは副業的な特殊産業としての、麦稈・真田及びパンコック帽製造業が、この一帯の農漁村を中心に発達する結果となった。

麦稈真田はその名の通り、裸麦の麦稈を手先で編んだもので、閑時の内職の域を出ない家内作業として、かつては広くこの一帯の農家で生産されていたが、戦後はあまりふるわず、今は老人達のひまつぶし程度になったようである。

このほかにもう一つ加工機を手に機織で編むパンコック帽がある。これは大正年間(今から四十年前)に亘るが、幾度かの盛衰浮沈を経て現在は県の重要輸出品として、年間輸出



品として、年間輸出高四億円前後、北米を主として、中南米を販路としている。現在四十万ダースの中、国内向けは一万五千ダースと少ない。その生産は数人から十人前後の主婦達(六割まで既婚者)が工場に集まって、賃金の機織をチャリンチャリンと音をたてながら織る手工業で、出来上がったものは、正しくは「パンコック帽」という半製品で、それが商社を通じて輸出された後、型入れされ、ビン・皮、リボン等をつけて仕上げられる。この帽体をプレッシャーにかけるとき、天(上部)がうすいと破れるので、天のうすいものは輸出先で最も嫌われるそうである。

天の織地ができたなら、大きな木のまじゅうのようなものが敷せられ、織地が増すにつれて、木型を中心の緯緯でギョウギウウ押し込み、下のパケツの中へ沈下させる。パケツとの間にはハンカチと呼ばれる木綿の布切れがあつて、柔かい帽子の地肌をいためようになつてい

る。織る時の注意としては、胴や縁の寸法を正確につくことである。できあがって色むらのあるものは、多く離りむらによるもので一等合格品にはならない。

さて、こうして織り上げられた帽体は機から外され、学校から帰った子供や主婦の家庭内職によって耳組みされ、天の裏毛を短かく切り、帽体としてのパンコック帽はできあがる。これを工場でサイズ組みし、出荷する。

○

岡山県の産業について語ると、どうしても全国産業の約七割を占める学童服を中心とする児島の縫製品を忘れることはできない。近年、服そのものの質が向上して耐久力が強くなったことや、小学生に家庭でそれぞれ好みに合った服を着せ、必要な減着の人口減も手伝って、需要が減ってきているといふものの、ほぼ大阪以西各県から集まる中学卒業生の集団就職地としての児島地方は、毎年五月ともなれば、中学校の大講堂は、千五百のおかっぱさんや若々しい少年の顔でうずめられ、新卒者の歓迎会が感激のうちに開かれる。しかし、これらの青少年を受け入れる事業場は、まだまだ古い考え方が支配しているようである。その一例として、次のようなことがあった。



任意な労働状態である。大抵一か月で仕事に馴れ、型にもよるが一月間に二〇〇枚乃至二二〇枚

を編んで五千円か六千円とる者が多い。傷害は特にないが視力を弱くすることがあげられる。

労働管理の放漫と、労働者の気ままさとはそって四千に余る家族従業者はいつまでも近代労働法の恩恵には程遠い。ある関係者は暑からも職安からも見放されていながら、本人たちの自覚が低いのだと語っているが、それは別に、このような家内労働というか、協同作業場的な存在にも、需要に即応した単一化の形と規律が必要なのではないかと思われる。彼女たちには退職金、賞与などの定めもなく、時に店じり志が出されるが、一応、農村の常として、食と住とが定まっているせい、おちついてみえる。

家庭の都合で夕方出て「今から八時間でも働く方がよい」といってみたり、鍵をかけてある所にそれを外して入って作業し、使用主は見ぬふりで遠くにかくれてしまったなどという笑い話もあるが、これの婦人一人ならず目についた。



去る成人式の日、児島市内在住の若人一、七九〇名の成人としての門出を祝福して行われた祝典に、ある織物工場の女子労働者が無断で出席したという理由で、退職させられたのである。次に掲げるのは、この少女が書き送ってきた手紙であるが、こんなさげなない例は、これだけでおしまいにしたいものである。

「会場には喜びにあふれた顔が満ちていた。行つてはいけなさと云われながら出席したのは、おそらく私くらいだったでしょう。式場では市長さんや、いろいろの人から励まされ、みな感激して泣いていた。私も泣いたが、しかし私の涙は、これで会社へ帰れなくなるのではないかと、いう悲しさからだった。夜、寮へ帰ると、年下の人たちが、お金がないから、こんなものだけれど、姉さんの成人式をお祝してあげる、と云って、焼いも二つを贈ってくれた。翌日、退社を命ぜられました。今までこんな例があるでしようか。職場の担当者今年四人来年は十人前後あります。私の例をみて、年下の人たちが式に出られず絶望したらどうでしょう。どうか、後の人に暗れの門出を祝ってあげるようにして下さい。」

目下、関係者の間で若い人々を温く成長させることが課題になり、会社側も今までのことを水に流し、彼女を復職させる意向を示しているが、岡山県産業界の名にかけて明るい解決を期待している。

(岡山県婦人少年局長)



この報告の基礎となつた調査は、大阪市選挙管理委員会が筆者等に依頼して行つた、昭和三年五月二二日の衆議院議員選挙についての大阪市民の世論調査である。もともと大阪市に居住するすべての有権者を対象とした標本調査（多段無作為抽出法により、一、二〇九の標本を抽出した上、五月末より六月初旬にかけて個別面接を実施、調査不能二二四、回収率八一・五％）であるが、ここではそのうちの婦人有権者についての結果のみを、特に同委員会に許可をえて検討する。なお婦人の標本数は六一八、調査不能九六、有効標本五二二であり、回収率は八四・五％で男子（七八・三％）よりもよい。調査不能九六の不能理由をみると、「転出」三九・六％、「住居不明」二六・〇％、「不在」二一・九％などが主なものである。特に若い世代の移動が激しいようである。

その理由として、「一般的洞察を可能にする職業的訓練と経験」の不足があげられている。この調査の基礎となった選挙の大阪市の集計結果をみても、男子の投票率六二・〇％に対し女子は五六・〇％であつたし（大阪府選挙人名簿による）、選挙人名簿による世論調査の原本の場合にも男子五九・一％、女子五四・六％であつた（第一表）から、やはり婦人の投票率の低さを認めることができる。そこで問題は、どのような人々の投票率が低いのかということである。

ところが調査された五二二名のうち、選挙人名簿では「棄権」でありながら、質問では「投票した」と回答したものが一八名（三・四％）、逆に名簿で「投票

第1表 選挙人名簿による投票率

	棄権	投票	計
男子	40.9	59.1	100.0
女子	45.4	54.6	100.0
計	43.3	56.7	1.000

	棄權	投票	計
男 子	40.9	59.1	100.0
女 子	45.4	54.6	100.0
計	43.3	56.7	1.000

		投票しなかつた 棄権で投票	投票した 棄権で	計 名簿で棄権	投票しなかつた 投票で	投票した 投票で	計 名簿で投票	投票しなかつた 計	投票した 計	計
男子	女子	130	21	151	4	308	312	134	329	463
		185	18	203	5	314	319	190	332	522
合計		315	39	354	9	622	631	324	661	985

間で「投票しなかつた」とするものが五名(一・〇%)あった(第2表)。「選挙」の名で調査を行った関係からであるが、これらの人々の回答にはやや疑問が残るから除外して、名簿と回答の一致した四九九名について各種の性格をみると、第3表ができて

	合 計		年 齡 別							修 學 年 數 別			
	実数	%	20~ 24歳	25~ 29歳	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 59歳	60~ 歳	~6年	7~9年	10~ 12年	13~年	
投票率	314	62.9	53.6	62.7	68.2	64.7	65.3	58.0	61.2	57.0	69.4	85.1	
棄権率	185	37.1	46.4	37.3	31.8	35.3	34.7	42.0	38.8	43.0	30.6	14.9	

	世帯主	妻	世帯員	同居使 用人	自営商 工業	管理自 由業	事務職	労務職	その他	無職
投票率	53.4	71.2	51.9	45.0	73.9	66.7	51.9	65.3	77.8	64.1
棄権率	46.6	28.8	48.1	55.0	26.1	33.3	48.1	34.7	22.2	35.9

	20~ 24歳	25~ 29歳	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 59歳	60~歳	計
投票率	46.0	49.5	59.4	59.8	61.4	46.1	54.0
棄権率	54.0	50.5	40.6	40.2	38.6	53.9	45.4

教育程度は政治への関心と関係があるとみてよい。ところが、世帯主との続柄別をみると、「妻」が七一・二%で非常に高い投票率を示しているのに対して「世帯主」は五三・四%、その他の「世帯員」は五二・九%しかない。同居人や使用人は数こそ少ない（二一名）が、四五・〇%で、やはりこの種の生活をしている人々に問題があることを示している。世帯主は一応は家庭以外の生活の場をもつものが多いと考えられるが、女世帯主の場合には生活のきびしさの故に、選挙にまで関心をもてないのかもしれない。職業別にみると「事務職」「労務職」といった、いわゆる勤めをする婦人たちの投票

理 由	%
選挙権がない	8.1
選挙当日外出して不在だった	16.1
選挙当日は病氣だった	17.8
選挙当日は忙しかった	24.9
投票所が遠いから	1.1
投票所で待たされるのがいやだ	2.7
投票所の空気がいやだ	1.6
投票所がどこかよく分からない	1.6
子供がいるので行けない	3.2
留守番がなかった	1.1
適当な候補者がなかった	7.6
頼みになる政党がない	2.2
選挙などしても意味がない	8.1
政治や選挙などはよくわからない	9.2
投票日をよく知らなかった	0.5
その他	13.0

は、婦人の棄権者の少
な男子に全くみられな
い。九・二%、「選挙な
い味がない」八・一%、
「政治や選挙など
を考えたあわせると、
調査が「選挙」とい
う理由としていること
を考慮あわせると、
は持するためにこの調
査が「選挙」とい
う形式の問題
と、他人の意見をど
の程度まで参考にし
たかについて、投票
者（この投票者も名
三二四）の意見をき
くことのみにとどめ

		政 党 を お く 重 く	ど も ち い ち え ぬ	人 物 に お く 重 く	分 か ら な い	計
男	子	50.3	19.8	28.9	1.0	100.0
女	子	37.9	24.8	31.5	5.7	100.0

第6表 男女別にみた候補者選択の重点

	計	いかなる点に重点をおく	人物に重点をおく	どちらともいえない	政教に重点をおく
男子	100.0	1.0	28.9	19.8	50.3
女子	100.0	5.7	31.5	24.8	37.9

弱く、やや「人物に重点をおく」ものが多い。また、「どちらともいえない」と「分らない」とするものもかなり多くなっている。表ははよくが婦人だけについてみると、年齢別では、「20-24歳」は、学年数別では「9-12年」、職業別では「通勤者」及び「学生」がより強く「政党中央」の傾向を示している。さらに、「政教に重点をおく」とした一九九名に「もしその政教からは大した人物が出ていなくてもその政教を選んだか」を重ねてきくと、確信の揺らぐものが男子よりもやや多いが、若い年齢層などは、「やはりその政教を選ぶものが八五・七%にも達し、かなり強い確信をもつて、政党中央に候補者を選択しているといえる。反対に先の質問で「人物に重点をおく」と答えた九九名にも、重ねて「あなたの選んだ人物がもし別の政教を

第10表 政治や選挙のことを家庭の話題にするか
(修学年数別・男女別)

		よく話題にする	時には話題にする	あまり話題にしない	全然したことがない	計
女	0~6(年)	2.8(4)	25.4(36)	37.3(53)	34.5(49)	100.0(142)
	7~9	12.6(24)	37.4(71)	23.7(45)	26.3(50)	100.0(190)
	10~12	17.4(30)	39.5(68)	34.3(59)	8.7(15)	100.0(172)
	13年以上	22.2(4)	33.3(6)	27.8(5)	16.7(3)	100.0(18)
子	小	11.9(62)	34.7(181)	31.0(162)	22.4(117)	100.0(522)
	計	12.7(59)	34.8(161)	41.7(193)	10.8(50)	100.0(463)

第11表 現在の選挙のやり方で「自分たちが国の政治を動かしているのだ」という気持ちがあるか
(修学年数別・男女別)

		もつことが出来る	どちらともいえない	もつことが出来ない	分からない	計
女	0~6(年)	14.1(20)	20.4(29)	18.3(26)	47.2(67)	100.0(142)
	7~9	13.7(26)	29.5(56)	21.1(40)	35.8(68)	100.0(190)
	10~12	24.4(42)	27.9(48)	32.5(56)	15.1(26)	100.0(172)
	13年以上	—(—)	38.9(7)	50.0(9)	11.1(2)	100.0(18)
子	小	16.9(88)	26.8(140)	25.1(131)	31.2(163)	100.0(522)
	計	23.5(109)	29.2(135)	37.8(175)	9.5(44)	100.0(463)

の態度は、どのようなものであるか。まず、「政治とか選挙」についての関心をみるために、どの程度こうしたことを「家庭の話題」にしているかをみる。第10表(以下修学年数別・男女別)によると、第10表(以下修学年数別・男女別)によると、男女とも約半数程度が、「よく」または「時々」家庭の話題として、と回答しているが、大阪市民の家庭で、なお半数以上が「政治や選挙」のことをあまり話していない。また、年齢別では、0~6歳の子どもは、政治や選挙のことを話さないという割合が最も高く、13歳以上の子どもは、政治や選挙のことを話さないという割合が最も低い。また、性別では、男子は政治や選挙のことを話さないという割合が女子よりも低い。以上をまとめると、政治や選挙のことを家庭の話題にするという意識は、年齢が上がるにつれて、性別を問わず、高くなっていくことがわかる。

次に、現在の選挙のやり方で「自分たちが国の政治を動かしているのだ」という気持ちがあるかどうかをみる。第11表(以下修学年数別・男女別)によると、男女とも約半数程度が、「もつことが出来る」と回答しているが、大阪市民の家庭で、なお半数以上が「もつことが出来ない」と回答している。また、年齢別では、0~6歳の子どもは、政治や選挙のことを話さないという割合が最も高く、13歳以上の子どもは、政治や選挙のことを話さないという割合が最も低い。また、性別では、男子は政治や選挙のことを話さないという割合が女子よりも低い。以上をまとめると、政治や選挙のことを家庭の話題にするという意識は、年齢が上がるにつれて、性別を問わず、高くなっていくことがわかる。

第7表 候補者の選択にあたっての他人の意見(女子のみ)

	%
自分だけで決めた	71.7
他人の意見もきいた	17.2
誰かにいわれて投票した	3.2
一がいにいえぬ	3.8
分からない	4.1
計	100.0

ら出ていたとしても、その人物を選んだか」をきくと、この場合には、男子よりも婦人の方が、やはりその人物を選んだとするものが多くなっている。男子にくらべて婦人の方が、「政党中心」よりもむしろ「人物中心」に候補者を選択していることは確かである。また、「政党か人物か」ということではなしに、候補者の選択についてどの程度まで他人の意見を参考にしたかについての結果をまとめると、第7表が示すように、「自分だけで決めた」とするものが71.7%と最も多く、次に「他人の意見もきいた」とするものが17.2%と、合計すると88.9%に達している。一方、「誰かにいわれて投票した」とするものが3.2%、「一がいにいえぬ」とするものが3.8%、「分からない」とするものが4.1%と、合計すると7.8%に達している。以上をまとめると、候補者の選択にあたっては、ほとんどの女子が「自分だけで決めた」と回答していることがわかる。

第8表 男女別にみた広報活動への関心

		個人演説会に行つたか			立会演説会に行つたか			ラジオの政見発表をきいたか			選挙公報をよんだか		
		3回以上	1~2回	行かなかった	3回以上	1~2回	行かなかった	きいた	きかなかった	きかなかった	よんだ	よみ通した	よみ通しなかった
男子	0~6(年)	8.8	22.5	68.7	7.1	27.2	65.7	62.0	13.6	24.4	34.3	43.6	22.1
	7~9	2.0	10.3	87.7	2.3	11.1	86.6	55.0	20.7	25.3	22.4	44.8	32.8
女子	0~6(年)	8.8	22.5	68.7	7.1	27.2	65.7	62.0	13.6	24.4	34.3	43.6	22.1
	7~9	2.0	10.3	87.7	2.3	11.1	86.6	55.0	20.7	25.3	22.4	44.8	32.8

次に、現在の選挙のやり方で「自分たちが国の政治を動かしているのだ」という気持ちがあるかどうかをみる。第11表(以下修学年数別・男女別)によると、男女とも約半数程度が、「もつことが出来る」と回答しているが、大阪市民の家庭で、なお半数以上が「もつことが出来ない」と回答している。また、年齢別では、0~6歳の子どもは、政治や選挙のことを話さないという割合が最も高く、13歳以上の子どもは、政治や選挙のことを話さないという割合が最も低い。また、性別では、男子は政治や選挙のことを話さないという割合が女子よりも低い。以上をまとめると、政治や選挙のことを家庭の話題にするという意識は、年齢が上がるにつれて、性別を問わず、高くなっていくことがわかる。

次に、現在の選挙のやり方で「自分たちが国の政治を動かしているのだ」という気持ちがあるかどうかをみる。第11表(以下修学年数別・男女別)によると、男女とも約半数程度が、「もつことが出来る」と回答しているが、大阪市民の家庭で、なお半数以上が「もつことが出来ない」と回答している。また、年齢別では、0~6歳の子どもは、政治や選挙のことを話さないという割合が最も高く、13歳以上の子どもは、政治や選挙のことを話さないという割合が最も低い。また、性別では、男子は政治や選挙のことを話さないという割合が女子よりも低い。以上をまとめると、政治や選挙のことを家庭の話題にするという意識は、年齢が上がるにつれて、性別を問わず、高くなっていくことがわかる。

(二月十六日)二月十五日

十六日 党専断策案議会（会長菅原通浩氏）の今年初の総会が開かれ、昨年十二月の総会で同審議会内に設置することとをきめた二つの小委員会の委員及び各委員会の検討事項が決定された。

(第一) 小委員会―座長松原一彦氏 法制
 制面(1) いわゆるひもつき充春婦対策(2)
 單純充春対策等、第二小委員会―座長
 久保田万太郎氏、運用面(1)職業指導な
 ど充春婦の保護更正対策(2)悪質、精薄
 充春婦対策等。

十八日、女中さんの団体布交会の総会が開かれ（於東京）東京及び近界の会員百三十人が出席して、休日・労働時間等の問題について話し合った。

二十一日 社会教育に関する婦人研究懇

該会・青年団体・労組・学識経験者等により結成された社会教育の自主性を守る懇談会の主催により「社会教育の自主性を守る全国代表者会議」が開か

れた（於東京）。参加者は五十団体百五十人で、改正の問題点、地方実情、国会審議状況等について話合つた後、

大会宣言を決定、幅広い反対運動を展開することを決めたが、同会議代表は二月六日、大会採択の要請書を政府・国会に提出、陳情した。

一方、十八日に開かれた愛知他西日

本十県の地域婦人団体による同法改正に対する会合（於松山）では、改正賛成の決議が行なわれた。

二十四日 婦人団体国会活動連絡委員会（日本婦人有権者同盟等七婦人団体参加）の代表が、東、有田両東京都知事の事前運動を訪ね、公明選挙の上から、最近の事前運動を取止めるよう要望した。

また同代表は、二十九日最高検検事総長にも、地方選挙に伴う事前運動の取締強化要望書を提出した。

十四日 主婦連・総評等の加盟する全国消費者団体連絡会では、物価値上げ反対の連絡会を開き、生活に大影響を与え、諸物価値上げに強く反対する国民運動を展開することを決議し、具体策を協議した。また主婦連では、二十八日政府に対し、私鉄運賃の値上げを取止めるよう陳情した。

十五日 第五回福祉施設に働く人びとをねぎらう会が開かれ（主催日本民生文化協会、於東京）、養護施設・乳児院・保育園・母子寮などに働く人達約二千人が参加した。

十八・二十九日 第四回全国農協婦人大会が開かれ（主催全国農協婦人組織協議会、於東京）、全国より参集した千三百人の会員が部落活動を中心とした農協婦人部の組織活動・生活改善・学習活動の三分科会に分かれて討議し、自主製作映画「荷車の歌」を鑑賞した。

（二月）

一日 母と女教師の協力を謀め共進の婦人問題を話し合う目的の第五回関東地区「母親と女教師の会」が東京で開かれ（関東各都県教組主催）、試談・進学・PTA・勤評等につき討議した。

一日 婦人問題研究会（会長加藤シツエ氏）総会が開かれ、運動方針の審議、役員選挙（会長同上、副会長河上末子、山口シツエ、阿部静枝の三氏、いずれも再選）が行なわれた。

三日 汎太平洋東南アジア婦人協会日本委員会の総会が、さきに同協会シンガポール支部主催の国際研究会（一月十五日・二十二日、於シンガポール、参加十四か国）に日本代表として出席した赤木静氏（自由学園教授・全国友の会推せん）の報告会をも兼ねて開催された。

六日 東春対策国民協議会（会長久布白オナミ氏）の主催により、荒春防止法全面実施後の保護更正や取締りの実態を話し合う「荒春対策の盲点をつく会」が開かれ、法務・厚生・警察・労働各官庁担当官・婦人相談員・婦人議員・婦人団体等関係者約百人が、単純荒春・精進荒春婦・保護施設・予算・世論等の諸問題について討議を合った。

また法で規定されながら、設置予定地元の反対で行き悩んでいた婦人補導院（保護更生施設）が、この程八王子市に決まり、着工のはこびとなった。

七日 基地反対を叫ぶ女町長山西キヨ氏

(茨城県小川町)のリコール投票が行なわれ、開票の結果リコール賛成が過半数をこえ、町長解職が決定した。

十日 国会で審議中の「風俗営業取締法の一部を改正する法律案」が国会で可決、公布された。これにより四月一日から、問題となっている深夜喫茶店(十ルクス以下)の取締りや、同法の罰則が強化されることとなったが、これに対し、都の温泉としての喫茶店の深夜営業全面禁止を主張する地域婦人団体等では、照度中心の今次改正を不満として対策をたてることとなった。

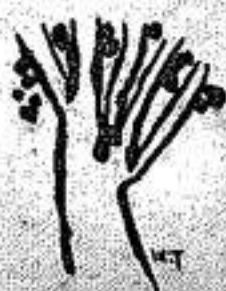
(二九ページよりつづく)

希望しないことにもよるものと思われる。その三つとしては官公庁を含めた事業所の多くが女子の大学出身者を男子と同様に採用するまでに至らないためといえる。

しかし、いづれにしても学校卒業者の職業への進出は目ざましく、中卒者は生産現場に、高校卒業者は事務従事者、売買及び類似従事者に、短大・大学は専門的技術的職業従事者に多く就職しているが、ここ二、三年の傾向としては、高卒者は製造修理従事者に、短大・大学は事務従事者として就職する者の割合が漸次増加しており、専門的技術的職業従事者は需要の面からみて、今後多くの増加を期待できないといえる。

(労働省労働市場調査課)

すくすく育つ杉の子会



働く少年少女の集い……

雲田謙吉

(島根婦人少年室協助員)

美しく澄んだ空に真白い雲が静かに浮
かんでいる師走の十三日、松江市城山公
園の古杉並木に、楯をかついだ白髪の能
野松江市長と、杉の苗木を持った紅顔の
数名の青年少女たちが晴れやかな顔つき
で立っていた。

これは、この間、働く少年少女たちの集いである「杉の子会」の第四回集会在松江中央公民館で開催されたとき会員の一人志見彰子さん（十七歳）が、遠く離れた邑智郡邑智町吾郷の自分の家からわざわざ掘って数千キロの道を持って来た、杉の苗木を植える日だったのである。

志見彰子さんは「杉の子会」がこの杉苗がすくすく育つようにと念願して、第四回集会を記念して寄贈したのである。

「杉の子会」では志見彰子さんの熱意をそのまま生かし、意志にそうよう植樹の場所を検討したが、「杉の子会」の育成に熱心に努力している婦人少年室長の鈴

木榮子さんは、早速松江市役所を訪ね、熊野市長、漢東商工観光課長等と話し合った結果、城山公園に植樹することに決めたのである。城山公園は杉の育ちがまことによい地味なので、この植樹の杉

苗は働く少年少女たちを授け育てるための、うにすくすくと育って行くことだろう。

「杉の子会」というのは昭和三十三年の三月、働く少年少女たちが互に励まし、慰め合って行こうというので、数名が發起したものであるが、島根婦人少年室の

全面的な支援のおかげで、昭和三十三年には会員百名を突破するに至り、第四回集會が松江市中央公民館で開催されたときには、雲田、家島兩婦人少年室協働員も親代りといった気持ちで出席した。和氣あいあいとした家族的な集まりで、この日ばかりは平素の労働の苦しさも孤独さ

も忘れた楽しい集いであった。

杉の子会は純真な働く青少年男女の集いで、その目標は「働く青少年がお互に、げましあい、豊かな人間性と健康を養い、どんな苦しみにも負けないで、希望にみちた明るい生活をおくることを目的とした、みんなの親睦の機関」というのである。

杉の子会は零細な会費を経済的な唯
のものとして、自主的な組織と活動とを
誇り、ニュースを交換し、会員相互の文交
激励等を行っているが、働く少年少女

(1) 年六回の定期集会（レクリエーション）を開く、但し会員の半数以上の希望があれば臨時の集会を開く事ができる。

(2) 会員ノートを回覧し、意見の交換の場とする。会員ノートについては定

の事を守る。

(4) 会員ノートを受け取ったら最高三日間保持できる。

(5) 初めて書く時は自己紹介をする。

(6) 白紙では回覧しない。

(7) 会員以外には原則として見せない。但し家族にはその限りではない。

ぬ好きな事を書いてもよいが、ふざけ半分や臭苦しい事を書いてはいけない。

(ハ)お互に大切に取り扱い、汚損、損しないようにする。

(ニ)会員ノートの所在をはっきりするため、五の目にノートを持つて

いる者はその旨を会長まで連絡する。

(3) 機関紙の発行。

(4) ニュースの発行。

(3) 準会員 他府県に住む者。
正会員、特別会員、準会員は会の々々の活動、行事に参加できるが、準会員には会員ノートは回覧されない。

第十三条 本杉の子会を左の八地区に分け、各地区に地区連絡係をおく。

第十四条 各地区は地区連絡係を中心に、本会則に基く活動、行事を行うことができる。

財政

第十五条 本会の財政は正会員の会費

第十六条 正会員は月三十円の会費を
の月の十日までに地区連絡係に送り
地区連絡係は十五日までに本会の事
所に送る。但し特別会員、準会員は
信費を負担する。

現在の会員は、自動車修理工場・工場・商店・料理店・印刷工場などに、
 いる人たちが看護婦さんなどで、
 の傍ら高校に通っている人もある。ま

女子の就業者数と完全失業者数 (1958年10月)

産業別	女子	男子	男女計	女子の割合	男子の割合	女子の割合	男子の割合
総数	1,885	2,602	4,487	42.0	58.0	42.0	58.0
自営業者	269	830	1,099	24.5	75.5	24.5	75.5
家族従業者	1,005	398	1,403	71.6	28.4	71.6	28.4
雇川者	611	1,372	1,983	30.8	69.2	30.8	69.2
農林業	21	24	45	46.6	53.4	46.6	53.4
漁業	1	14	15	6.7	93.3	6.7	93.3
水産業	5	51	56	8.9	91.1	8.9	91.1
建設業	23	124	147	15.6	84.4	15.6	84.4
製造業	223	457	680	32.8	67.2	32.8	67.2
卸売業	137	232	369	37.1	62.9	37.1	62.9
小売業	26	194	220	11.9	88.1	11.9	88.1
金融業	161	167	328	49.1	50.9	49.1	50.9
その他のサービス業	15	110	125	12.0	88.0	12.0	88.0
完全失業者	19	31	50	38.0	62.0	38.0	62.0

〔註〕 1) *印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の集計に推計乗数を乗じたもの。万位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。一総理府統計局労働力調査一

一人一か月平均現金給与総額

産業別	女子	男子	男子に 対する 割合
総数	9,337	21,539	43.3
建設業	9,641	22,931	42.0
製造業	8,160	17,041	47.9
卸売業	8,027	20,716	38.7
卸小	10,374	21,743	47.7
金保	15,459	31,057	49.8
不動産業	10,075	23,194	43.4
運輸通信業	12,737	22,461	56.7
電気、ガス、水道	15,470	27,405	56.4

一労働省労働統計調査部
毎月勤労統計調査一

婦人少年局 ニュース

○第八回婦人労働問題研究会の開催
婦人労働課では、専門職としての保母の地位をたかめることを目的として、保母及び学識経験者の二部に分けて、研究会を開催し、保母の職業の現状と問題点、その解決策について討議を行った。

保母の部 二月七日 於労働省
出席者は東京都内保育所、養護施設、精神薄弱児施設の保母十四名、及び婦人労働課長。
学識経験者の部、二月十九、二十四日 於労働省
出席者は、勝木新次、江上フジ、吉見静江、青木きみ、梅森幾美、牧野修二、松本洋の諸氏及び婦人少年局長、婦人労働課長。

○第十一回婦人週刊打合せ会開催
婦人少年局長は、二月九日、竹橋庁舎会議室において、関係官庁の広報担当官と打合せ会を開催、第十一回婦人週刊の主旨その他の説明を行い、意見を求めた。

○第十一回婦人週刊打合せ会開催
婦人少年局長は、二月十日午後、竹橋庁舎会議室において、各婦人団体、労働組合、経営者団体等の代表者と、第十一回婦人週刊についての懇談会を開催し、第十一回婦人週刊の主旨その他の説明を行い、各方面の意見を求めた。

○年少労働者福祉懇談会開催
年少労働課では、二月二十七日、年少労働者の福祉活動の参考とする目的で、懇談会を開催した。出席者は、経営者団体、全体的・地方的および商店街協同組合代表（東京渋谷・神田・赤羽等）等十六名で、年少労働課長、課員が出席し、商店街における福祉活動の現状、今後の計画等の発表、懇談が行われた。

○高知県に内職公共職業補導所開設
家庭外で働くことのできない人々のために、内職に関するあらゆる相談に応じ総合的な援助を行う機関として、全国十五都道府県に設置されている内職公共職業補導所が、この高知県にも設置された。その名称と所在地は次のとおり。
高知内職公共職業補導所
高知市掛屋町九五 電話(07)七一一一(内線二〇四)

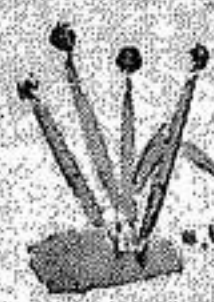
○谷野婦人少年局長 出発
婦人少年局長は、ニューヨーク国連事務局において、三月九日より二週間にわたり開かれる、第十三回婦人地位委員会に出席のため、三月六日午後七時羽田発ノースウエスト機で出発された。二こらんに戻りましたか二

○英文資料 Status of Women in Work in Japan, 1957.
〔訂正〕 前号二十五頁「内職公共職業補導所」の所在地(表)中、東京の「江戸区」とあるのは「江東区」の誤りにつき訂正します。

婦人少年局長 第七巻 第三号
定価 五十円 千四百円
発行人 久米愛子
印刷人 石井完一

発行所 婦人少年協会
〒九五九七
電話九段(三) 九五九七
東京市千代田区神田一ツ橋一ノ二
（日本職業補導協会内）

<協働員のひろば>



長欠就労児K子さんを訪ねて

長島 ふじの
(茨木婦人少年室協働員)

長欠就労児対策で私がお手伝いさせていたのは水戸市第〇中学校三年生 Y・K子さんです。保護者の母親の職業は門付けで、本人は映画館の切符売り。K子さんは水戸市のはずれに近いさびれた町の裏通りに住む祖父(63)のもとに住んでいます。祖父は洋傘直しで生計を立てています。耳の遠い老人です。家族は三十九歳になる伯母とその娘十七歳と十歳二人とK子の五人です。K子の母親はA老人の次女でK子とK子の兄の二人を連れて、旅芸人をして現在の夫と内縁関係を結び、子供四人を生み、町に住んでいます。

K子は小学校の頃から、母親の下を離れて、祖父の家に住み、農家の子守や食堂の給仕を転々として働きつづけ、学校も欠席がちで、中学三年は一日も出席しないうえに、現在の収入が食べていければK子も学校に出られない状態です。現在、この家の収入は長欠就労児対策で私がお手伝いさせている伯母の娘が働いて得る四千二百円と、Y・K子さんです。保護者の母親の職業は門付けで、本人は映画館の切符売り。K子さんは水戸市のはずれに近いさびれた町の裏通りに住む祖父(63)のもとに住んでいます。祖父は洋傘直しで生計を立てています。耳の遠い老人です。家族は三十九歳になる伯母とその娘十七歳と十歳二人とK子の五人です。K子の母親はA老人の次女でK子とK子の兄の二人を連れて、旅芸人をして現在の夫と内縁関係を結び、子供四人を生み、町に住んでいます。

できることになりました。

給料日まで映画館で働いて十一月から学校に出ることに決った成る日、切符売場にK子を訪ねると、K子はしぐれたうすら寒い空を見上げながら、しょんぼりと窓口に坐っていました。

「おばさん、やっぱりどこかで子守りでもして、学校に通わせてもらいたい。」とK子は悲しそうに言いました。やせ衰えた祖父に負担をかけたくないK子の気持ちを察して、何としてもK子の生活だけはと知人に頼みましたが、引き受けて下さったお宅は学校から遠くて、とても通うことはできません。十月二十八日K子と伯母と私は中学に行き、担任の先生にお願いし、掃りに伯母を説いて福祉事務所に生活保護をたのみに行ったのです。十一月九日からK子は友達と一緒に学校に通っています。祖父は身体障害者として補給金を貰えられ、伯母は補導員として働き始めました。

産前産後の婦人・発育期の青少年に
最も不足しているカルシウムを...

カルミックスで!

カルミックスは極めて吸収の
良いコロイドのカルシウムに
ビタミンB₁₂Dを複合させた甘
くて飲み易い錠剤です。

カルシウムは精神を安定させる働
きがありますので、少年鑑別院、
養護学院ではカルシウムの投与に
より、非常に効果を上げています。

500錠 200円

薬局・デパートでお求め下さい。



ミネラル入総合ビタミン剤で
もとうてい摂り切れないカル
シウムを是非カルミックスで
解決して下さい。

厚生省の調査によるとカルシウム
は一般の人でも60%も不足して
おり、産前・産後の婦人、発育期
の青少年に至ってはまさに大変な不
足です。

読名記入御申越次第見本文献

東京都中央区日本橋室町1-2

栄養カルシウム興業株式会社

旬刊 情報

日韓問題

かねて日本民族が悲願とする
隣邦親善外交は交易を先駆とし
て東南アジア地域にそれぞれ拉
大されて来ましたが、日韓兩國
間にも当然その道が開かれなく
てはなりません。

それには全鮮の実情、特に韓
国の実情をも広く深く把握し、
世界的な視野からこれが総合的
な対策を構築し、貿易の促進お
よび文化の交流等によって親善
関係を増大すると共に、両国家
の発展に寄与貢献したいと念願
し本研究機関が設立されたもの
であります。

現下在日朝鮮人の北鮮帰還問
題をめぐって日韓兩國間に紛争
が惹起されて居りますが是が背
景をなす正確な知識の把握こそ
本問題を解決に導く喫緊の要事
であります。旬刊情報日韓問
題はその意味に於て唯一必読
の専門報道機関として資料を提
供するであります。切に大
方の御購読を乞う所以でありま
す。

中保与作監修

毎月三回七の日発行

一部 二〇〇円

年額六、六〇〇円(送料共)

御申込は下記朝鮮問題研究会へ

東京都中央区銀座西3-1
硯々館 4階

朝鮮問題研究会

電話(56)1584・1585
分室(70)4397